



島根県報

平成21年8月7日（金）

第2,109号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

保安林の指定	（森 林 整 備 課）	2
保安林予定森林（3件）	（ " ）	2
建築基準法の規定による指定構造計算適合性判定機関の住所及び構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更	（建 築 住 宅 課）	3

【公 告】

採石業務管理者試験の実施	（河 川 課）	4
--------------	---------	---

【特定調達公告】

島根県環境放射線情報システム更新及び保守業務委託に係る一般競争入札の実施	（消 防 防 災 課）	5
--------------------------------------	-------------	---

【選管告示】

個人演説会を開催することができる施設の指定		7
個人演説会を開催することができる施設の名称の変更		8
個人演説会を開催することができる施設の指定の取消し		8

【公安告示】

島根県警備業法施行細則の規定による医師の指定	（警 察 本 部）	9
銃砲刀剣類所持等取締法第12条の3の診断を行う医師の指定に関する規則の規定による医師の指定	（ " ）	9
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第41条の2に規定する医師の指定に関する規則の規定による医師の指定	（ " ）	9

告 示

島根県告示第596号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成21年 8 月 7 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林の所在場所

大田市三瓶町野城字平田イ463-1

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び大田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第597号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成21年 8 月 7 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

隠岐郡隠岐の島町上西下坂5から8まで、28、上西庵北8-1、9、10、11-2

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び隠岐の島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第598号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成21年 8 月 7 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林予定森林の所在場所
隠岐郡隠岐の島町上西横手1、4、4-1、6、7、上西八本木11
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び隠岐の島町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第599号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成21年 8 月 7 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林予定森林の所在場所
安来市伯太町西母里681-1、2002-1
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び安来市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第600号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の5第2項の規定により、次のとおり指定構造計算適合性判定機関の住所及び構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更の届出があったので、同条第3項の規定により告示する。

平成21年 8 月 7 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

名 称	住 所	構造計算適合性判定の業務を行う事務所 の所在地	変更年月日

	変 更 前	変 更 後	変 更 前	変 更 後	
株式会社 建築構造センター	東京都新宿区新宿 5丁目11番4号	東京都新宿区新宿 2丁目1番2号	東京都新宿区新宿 5丁目11番4号 松江市中原町6番地	東京都新宿区新宿 2丁目1番2号 松江市中原町6番地	平成21年8月11日

公 告

採石法（昭和25年法律第291号）第32条の13の規定により、採石業務管理者試験を次のとおり実施するので、採石法施行規則（昭和26年通商産業省令第6号）第8条の7の規定により公告する。

平成21年8月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 試験の日時

平成21年10月9日（金）午前10時から12時まで

（受付は午前9時30分から行い、遅刻は試験開始後30分まで受験を認める。）

2 試験会場

大田市大田町大田イ1-3

島根県大田集合庁舎 2階会議室

3 試験の方法及び科目

次に掲げる科目を筆記試験により行う。

- (1) 岩石の採取に関する法令事項（環境保全関係法令事項を含む。）
- (2) 岩石の採取に関する技術的な事項（岩石の採取、発破、破砕選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ（脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉）の処理、廃土及び廃石のたい積方法並びに採掘終了時の措置に関する技術的な事項）

4 提出書類

- (1) 受験願書（所定の様式）

- (2) 写真2枚、うち1枚は受験票にはること。

（手札形（縦8センチメートル×横6センチメートル）とし、受験願書提出前6月以内に撮影した正面無帽上半身像で、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの。）

- (3) 受験票（所定の様式）

5 受験手数料

8,000円に相当する額の島根県収入証紙を受験願書の所定の欄にはり付けること。

6 受験願書等の請求先

島根県土木部河川課、隠岐支庁県土整備局、隠岐支庁県土整備局島前事業部、各県土整備事務所、各（土木）事業所又は社団法人島根県採石協会

7 受験願書等の提出先

〒690-8501 松江市殿町1番地 島根県土木部河川課

8 受験願書等の受付期間

平成21年9月3日（木）から平成21年9月16日（水）まで

なお、郵送の場合は、平成21年9月16日までの消印があるもの限り受け付ける。

9 受験票の交付

受験願書を受理したときは、受験番号を記載した受験票を交付するので、これを試験当日に持参すること。

10 結果発表

試験結果は、平成21年10月29日（木）に郵送にて本人に通知するほか、県庁前掲示板に合格者の受験番号を掲示するとともに、県河川課のホームページ（<http://www.pref.shimane.lg.jp/kasen/>）に掲載する。

11 その他

詳細については、島根県土木部河川課管理グループ（電話0852-22-5499）に照会すること。

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成21年 8 月 7 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 入札に付する事項

(1) 入札内容

島根県環境放射線情報システム更新及び保守業務委託 一式

(2) 入札案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

ア 更新業務 契約締結の翌日から平成22年 3 月23日まで

イ 保守業務 平成22年 3 月24日から平成25年 3 月23日まで

(4) システム納入場所

島根県内とし、詳細は入札説明書のとおり

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(3) 島根県税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

(4) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目（大分類「1. 機械器具類」—中分類「(5) 電気通信機器」）に登録されている者であること。

(5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札において、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。

(6) 過去10年以内に地方公共団体の環境放射線監視システム又は大気環境監視システムで相当規模を有するシステムを元請けとして複数構築した実績があること。なお、相当規模とは10局以上の観測局からデータ収集を行うシステムのことを言う。

(7) 更新業務の履行に当たって、下記の資格及び実績を有する専任の主任技術者を配置できること。

ア 情報処理推進機構が行うプロジェクトマネージャー試験もしくは平成6年度春期までの第1種情報処理技術者試験に合格していること。

イ 電気通信工事の監理技術者の資格を有すること。

ウ 過去10年以内に環境放射線監視システム又は大気環境監視システムのいずれかを構築した経験があること。

(8) 更新業務の履行に当たって、専任の現場責任者を配置できること。なお、主任技術者及び現場責任者は、これを兼ねることができる。

(9) 故障発生の連絡から、4時間以内に現地で保守点検作業に着手できること。また、電話による故障対応相談は24時間体制を有していること。

(10) 環境放射線情報システムの構築及び保守が確実に履行できる者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地

島根県総務部消防防災課原子力安全対策室

電話：0852-22-5278 F A X：0852-22-5930

(2) 入札説明書の交付期間及び交付方法

平成21年8月7日（金）から平成21年8月25日（火）までの間、(1)の場所において交付する（交付時間は土日、祝日を除く午前8時30分から午後5時までとする。ただし、正午から午後1時までを除く。）。

(3) 入札説明会の日時及び場所

ア 日時 平成21年8月25日（火）午前10時から

イ 場所 島根県松江市内中原町52番地（県庁西側敷地内）

島根県原子力防災センター 2階会議室

(4) 入札書の受領期限

平成21年9月16日（水）午後2時（郵便（書留郵便に限る。）による入札にあつては、平成21年9月16日（水）正午までに島根県庁に必着）

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成21年9月16日（水）午後2時から

イ 場所 島根県松江市殿町1番地 島根県庁会議棟第3会議室

ウ 開札 即時開札

4 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積もった契約金額のうち、更新業務に係る金額と、保守業務に係る金額の総額を36で除し12を乗じて得た額との合計額に、当該合計額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額のうち、更新業務に係る金額と、保守業務に係る金額の総額を36で除し12を乗じて得た額との合計額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、平成21年9月7日（月）までに入札説明書に示す入札参加資格確認に関する書類を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要する。

(7) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required :

Development and maintenance of the online system for monitoring the radiation in the environment, 1 set.

(2) Time-limit for tender :

2:00 p.m. September 16, 2009

(3) Time-limit for tender by mail :

12:00 a.m. September 16, 2009

(4) Date and time for tender explanation meeting :

10:00 a.m. August 25, 2009

(5) Contact point for the notice :

Fire and Disaster Prevention Division (Nuclear Power Safety Policy Office)

1 Tonomachi, Matsue-shi, Shimane-ken, 690-8501 JAPAN.

TEL : 0852-22-5278

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

島根県選挙管理委員会告示第24号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号に規定する施設として指定した旨、大田市選挙管理委員会及び雲南市選挙管理委員会から報告があったので、同条第4項の規定により告示する。

平成21年 8 月 7 日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

施 設 の 名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
川合まちづくりセンター	大田市川合町川合1247番地 1	平成21年 7 月 10 日
久利まちづくりセンター	大田市久利町久利790番地 1	平成21年 7 月 10 日
大屋まちづくりセンター	大田市大屋町大国2903番地 1	平成21年 7 月 10 日
朝山まちづくりセンター	大田市朝山町朝倉420番地 1	平成21年 7 月 10 日
富山まちづくりセンター	大田市富山町山中1740番地	平成21年 7 月 10 日
波根まちづくりセンター	大田市波根町1751番地 2	平成21年 7 月 10 日
久手まちづくりセンター	大田市久手町波根西1748番地	平成21年 7 月 10 日

鳥井まちづくりセンター	大田市鳥井町鳥井412番地 4	平成21年 7 月10日
長久まちづくりセンター	大田市長久町長久イ612番地 1	平成21年 7 月10日
静間まちづくりセンター	大田市静間町430番地 1	平成21年 7 月10日
五十猛まちづくりセンター	大田市五十猛町1481番地 2	平成21年 7 月10日
池田まちづくりセンター	大田市三瓶町池田1887番地 1	平成21年 7 月10日
志学まちづくりセンター	大田市三瓶町志学ロ869番地 1	平成21年 7 月10日
北三瓶まちづくりセンター	大田市山口町山口1181番地 1	平成21年 7 月10日
北三瓶まちづくりセンター多根分館	大田市三瓶町多根イ252番地 1	平成21年 7 月10日
大森まちづくりセンター	大田市大森町イ490番地	平成21年 7 月10日
水上まちづくりセンター	大田市水上町三久須21番地	平成21年 7 月10日
祖式まちづくりセンター	大田市祖式町546番地 1	平成21年 7 月10日
大代まちづくりセンター	大田市大代町大家1579番地	平成21年 7 月10日
湯里まちづくりセンター	大田市温泉津町湯里1720番地 4	平成21年 7 月10日
福波まちづくりセンター	大田市温泉津町福光ハ467番地 1	平成21年 7 月10日
井田まちづくりセンター	大田市温泉津町井田ロ255番地	平成21年 7 月10日
仁万まちづくりセンター	大田市仁摩町仁万537番地 1	平成21年 7 月10日
大国まちづくりセンター	大田市仁摩町大国1269番地	平成21年 7 月10日
雲南市三刀屋農村環境改善メインセンター	雲南市三刀屋町三刀屋144番地 1	平成21年 7 月21日

島根県選挙管理委員会告示第25号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号に規定する施設の名称を変更した旨、大田市選挙管理委員会から報告があったので、同条第4項の規定により告示する。

平成21年 8 月 7 日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

施 設 の 名 称	変 更 内 容	
	変 更 前	変 更 後
温泉津まちづくりセンター	温泉津コミュニティセンター	温泉津まちづくりセンター
宅野まちづくりセンター	からしま会館	宅野まちづくりセンター
馬路まちづくりセンター	琴ヶ浜会館	馬路まちづくりセンター

島根県選挙管理委員会告示第26号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号に規定する施設の指定を取り消した旨、雲南市選挙管理委員会及び邑南町選挙管理委員会から報告があったので、同条第4項の規定により告示する。

平成21年 8 月 7 日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

施 設 の 名 称	所 在 地	取 消 年 月 日
雲南市三刀屋健康福祉センター	雲南市三刀屋町三刀屋1212番地 3	平成21年 7 月21日
はすみリゾートセンター	邑智郡邑南町下口羽1495番地 1	平成21年 7 月24日

公安委員会告示**島根県公安委員会告示第81号**

島根県警備業法施行細則（昭和58年島根県公安委員会規則第1号）第6条第1項の規定により次の医師を指定したので、同規則第7条の規定により告示する。

平成21年8月7日

島根県公安委員会委員長 手 銭 白三郎

医師の氏名	勤務する病院の名称	病院の所在地
竹下 久由	島根県立こころの医療センター	島根県出雲市下古志町1574番地4

島根県公安委員会告示第82号

銃砲刀剣類所持等取締法第12条の3の診断を行う医師の指定に関する規則（平成21年島根県公安委員会規則第7号）第2条第1項の規定により次の医師を指定したので、同規則第4条の規定により告示する。

平成21年8月7日

島根県公安委員会委員長 手 銭 白三郎

医師の氏名	勤務する病院の名称	病院の所在地	診断の対象者
竹下 久由	島根県立こころの医療センター	島根県出雲市下古志町1574番地4	銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条第1項第2号に規定する政令で定める病気（銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第5条の2第3号に定める病気を除く。）にかかっている者並びに法第5条第1項第3号及び第4号に掲げる者に該当しているかどうかを調査する必要がある者
大竹 徹	松江市立病院	島根県松江市乃白町32番地1	
竹下 久由	島根県立こころの医療センター	島根県出雲市下古志町1574番地4	銃砲刀剣類所持等取締法施行令第5条の2第3号に定める病気にかかっている者に該当しているかどうかを調査する必要がある者
斎藤 潤	島根県立こころの医療センター	島根県出雲市下古志町1574番地4	

島根県公安委員会告示第83号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第41条の2に規定する医師の指定に関する規則（平成21年島根県公安委員会規則第11号）第2条第1項の規定により次の医師を指定したので、同規則第4条の規定により告示する。

平成21年8月7日

島根県公安委員会委員長 手 銭 白三郎

医師の氏名	勤務する病院の名称	病院の所在地
竹下 久由	島根県立こころの医療センター	島根県出雲市下古志町1574番地4